ヨーロッパにおける日常家事債務の連帯責任

松 久 和 彦*

目 次

- I はじめに
- Ⅱ ヨーロッパの状況
 - 1. 大陸法圏
 - 2. 北欧諸国
 - 3. コモンロー圏
 - 4. ヨーロッパ国内法の位置づけ
 - 5. CEFL の規定とコメント
- Ⅱ おわりに
 - 1. ヨーロッパの動向
 - 2. 日本法への示唆
 - 3. 今後の課題

I はじめに

民法761条本文は、「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。」と定める。本条は、明治民法の規定を基にして、戦後改められた。明治民法下では、婚姻によって妻は行為無能力者となるとともに(明治民法14条)、夫は家政の主宰者として婚姻費用の全てを負担するものとされていた(同798条)。しかし、実際に家事を担当するのは妻が多かったことから、妻の行う家政処理の行為から生ずる債務について、夫が

^{*} まつひさ・かずひこ 近畿大学法学部准教授

責任を負うとする必要があった。そこで、日常の家事については、妻を夫の代理人とみなし(同804条)、妻に家政処理の権限(鍵の権限)を与え、妻の日常家事に関する行為によって生じた債務について夫に責任を負わせることとした。明治民法においては、日常家事債務の制度は、妻の行った行為の効果を夫に帰属させるための仕組みであった。

他方、現行法は、戦後、男女の本質的平等(憲24条)により、婚姻共同生活の維持のために生ずる費用は夫婦が平等に分担するものとし(民760条)、第三者との関係においても、婚姻の共同性を重視して、平等に連帯して責任を負うと規定された。これにより、日常の家事も夫婦共同の事務となり、それに伴う債務は、夫婦のいずれの名義でなされた契約であっても、夫婦が連帯して責任を負うことが明らかにされた。また、法律行為の相手方も、日常の家事に関しては、夫婦双方が法律行為の主体と考えるのが通常あり、第三者の保護の必要性から、夫婦の連帯責任としたと説明されてきた1)。

しかし、民法761条は、明治民法の規定を男女平等の観点から連帯責任に改めただけであり、実際には、性別役割分業を前提として、専業主婦である妻が家事を担うことが多い中で、支払能力に乏しい妻が自己の名あるいは夫の名で法律行為をした場合に、支払能力のある夫に責任を負わせ、取引の相手方を保護するために機能してきた²⁾。専業主婦から共稼ぎ婚の増加という社会状況の変化³⁾や性別役割分業が見直されている今日において、日常家事債務の連帯責任に関する規定をどのように考えるべきである

¹⁾ 松川正毅・窪田充見編『新基本法コンメンタール親族』(日本評論社, 2015年) 66頁 〔犬伏由子〕。

²⁾ 二宮周平『家族法〔初版〕』(新世社, 1999年) 50頁。

³⁾ 独立行政法人労働政策研究・研修機構によれば、専業主婦世帯(夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯)は減少傾向、共働き世帯(夫婦ともに非農林業雇用者の世帯)は増加傾向にあり、2015年は、前者が687万世帯、後者は1,114万世帯である(http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html)(2016年11月26日確認)。

うか。新たな解釈論・立法的解決の必要性などの課題を明らかにし、その 存在意義を改めて問いただす時期にあるのではないだろうか。

そこで、本稿では、ヨーロッパにおける法状況を手がかりとして、これらの課題の検討を試みたい。ヨーロッパでは、EU 加盟国内で人の自由な往来が活発になり、国際私法ルールの統一に加え、EU 内の実定法レベルでの統一・調和の必要性が指摘されている。実定法の統一を検討している研究グループが「ヨーロッパ家族法委員会(CEFL)」であり、比較法研究を通じて、「ヨーロッパ家族法原則」を提案することを目的としている⁴⁾。ヨーロッパ各国の国内法の状況を整理した上で、CEFL の示す規定案を見ることは、日本の日常家事債務の連帯責任について、どのような問題点があるのかを明らかにし、どのような解決が考えられるのかを検討する上で参考になると考える。

以下では、日常家事債務の連帯責任に関するヨーロッパ各国・地域の国内法を概観し、CEFL の検討を行う(II)。最後に、まとめに代えて日本における課題について若干の検討を加える(III)。

Ⅱ ヨーロッパの状況5)

- 4) CEFL の活動については、拙稿「ヨーロッパにおける夫婦財産制の動向について〜ョーロッパ家族法委員会 (CEFL) の活動の紹介〜」田井義信編『民法の現在と近未来』(法律文化社、2012年) 272-286頁を参照。また、2013年に公表された「夫婦の財産関係に関するヨーロッパ家族法原則」の詳細については、拙稿「比較夫婦財産法〜ヨーロッパを中心に〜」戸籍時報709号17-26頁 (2014年)、拙稿「ヨーロッパ共通原則 (CEFL 報告書)」戸籍時報723号 6-13頁 (2015年) を参照。
- 5) ヨーロッパ各国の国内法については、K. Boele-Woelki, B. Braat & I. Curry-Sumner (eds.), European Family Law in Action. Volume IV Property Relations between Spouses, 2009. を参照した。CEFL が比較法研究のために調査対象とした 26 の国や地域(オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カタルーニャ、チェコ、デンマーク、イングランド・ウェールズ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ボルトガル、ロシア、スコットランド、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス)の法状況がまとめられている。また、Rembert Sūß/Gerhard Ring, Eherecht in Europa, 2. Aufl., 2012: ✓

1. 大陸法圏

(1) オーストリア

オーストリア一般民法典第96条第1文6は、「共通の家政執行を行い、 かつ収入を有しない配偶者は、これが共通の世帯のために締結し、かつ夫 婦の生活関係に相応する程度を超えない、日常生活の法律行為を行うにつ き. 他方を代理する。 と定める。 本条は、 夫婦がいかなる夫婦財産制 (財産の帰属・管理に関する部分)を選択するかにかかわらず、全ての夫婦に 適用される。収入を有しない、共通の家政執行を行う夫婦の一方は、夫婦 の生活関係に相応する程度を超えない、日常生活の法律行為を行うにつき 他方を代理し、他方のみが取引相手方及び債務者となる。これにより、収 入を有しない、共通の家政執行を行う夫婦の一方は法律行為の相手方から の支払い請求から守られると同時に、法定財産制は別産制(オーストリア 一般民法典第1237条)であることから、個人責任を負うことなく、家政につ いての法律行為を締結する機会を保障していると説明される。また本条 は、代理人である共通の家政執行を行う夫婦の一方に収入がないことを要 件としている。夫婦双方が稼働しているときには、法律行為を行った者が 契約相手方及び債務者となり、法定財産制の場合には、その者の有する財 産が責任財産となる。

稼働する他方が、第三者に対して、家政を執行する夫婦の一方が自己を 代理することを望まない旨を知らせていたときは、家政を執行する夫婦の 一方は他方の代理人であることを主張することができない(オーストリア 一般民法典第96条第2文)。法律行為を行う夫婦の一方が他方の代理人とし て行為することを第三者が知ることができない場合には、夫婦双方が連帯

ト Elisabeth Koch, Die Schlüsselgewalt im deutschen Recht, in: Confronting the frontiers of family and succession law, Liber amicorum Walter Pintens, Cambridge 2012, S. 767.; Dieter Medicus, Dieter Medicus, Gedanken zur "Schlüsselgewalt", in: Perspektiven des Familienrechts, FS für Dieter Schwab, Gieseking, 2005, S. 359 を参照した。

⁶⁾ 条文訳は、松倉耕作『オーストリア家族法・相続法』(信山社,1993年)18頁を参照した。

責任を負う(オーストリア一般民法典第96条第3文)。

本条は、夫婦がいかなる夫婦財産制を選択するかにかかわらず、全ての夫婦に適用されることから、財産の帰属・管理に応じた責任財産の範囲を明確にする。約定財産制の1つである、財産共通制(オーストリアー般民法典第1233条)では、共通財産は、夫婦の一方が単独で、もしくはその者のみが関連している特別な債務の責任財産となる。この債務の発生に関係していない他方も、共通財産における自己の持分の範囲で責任を負う。固有財産は責任財産とならない。他方、約定財産制である制限的財産共通制(オーストリアー般民法典第1235条)では、夫婦の一方の特別な債務については、債務者のみが責任を負う。制限的財産共通制にいる他方は債務者とはならない。債務者は、自己の個人財産及び共通財産の自己の持分によって責任を負う。

(2) ベルギー

ベルギー民法第222条に定められている日常家事債務の連帯責任は、婚姻の本質と位置付けられている。したがって、夫婦がいかなる夫婦財産制を選択するかにかかわらず、全ての夫婦に適用される。共通の家政のために生じたすべての債務が対象となり、例えば、賃料、光熱費、ガス、電気代、衣料費、食費が挙げられる。また裁判例では、キッチンの設備費用や保険料、夫婦の一方の入院費用も日常家事に含まれるとしている。

さらに、裁判例によれば、別居の場合には適用されない。しかし、裁判例では、夫婦の一方が子どもと同居している場合、夫婦の一方が他方に事実上の別居の開始及び継続を誤った場合、契約相手方が事実上の別居を知ることができなかった場合には、家政が存在していると評価し、日常家事債務について連帯責任が生ずると判断している。証明責任は連帯責任を拒絶する夫婦の一方にある。婚姻は同居及び共通の家政の推定をもたらし、婚姻している限り連帯責任の推定をすることができるからである。

ベルギー民法第222条第2項は、家族の財産状況から過大であるときは連帯責任を負わないことを定めている。過大であるかどうかは、個々の事例において判断され、裁判例では、当該家族の生活レベルに基づいて過大性の評価を行っている。

(3) ブルガリア

ブルガリア家族法第25条第2項は、「夫婦の一方もしくは双方が負った夫婦の必要を満たすための債務は連帯して責任を負う」と定める。本条は、夫婦の一方又は双方が、家族の必要のために負った債務についてのみ、夫婦が連帯して責任を負うことを明らかにする。したがって、夫婦の一方が自己の必要のみを充たすために債務を負った場合は、この者自身が責任を負う。当該法律行為が家族の必要のために行われたか否かの証明責任をどちらが負うのかが問題となるが、裁判例は、これまで定着していた実務を承認し、債権者が夫婦の連帯責任を求める場合には、債権者が債務の性質に関する証明責任を負うとした。

夫婦の一方によって債務が生じた場合、他方は同意することなく、またこの事実を知ることなく、連帯責任を負う。その根拠として、「家族の必要」について夫婦間に特別な婚姻上の代理(法定代理)が構成されると説明されている。これによって、債務者が婚姻しているか否かを確認する義務を負わない債権者を保護している。夫婦間の合意によって本条の連帯責任を、排除することはできない。

(4) カタルーニャ

カタルーニャ家族法第5条1項は、夫婦は「家族の支出」に寄与しなければならないと定める。また、「家族の支出」は、慣習及び家庭の生活レベルから、家庭を維持するために必要なものとされ(同第4条)、食費や子どもの養育に関する費用がこれに含まれる。このような「家族の支出」のために生じた債務について、夫婦は、第三者に対して、連帯して責任を負

うことを定め、夫婦の一方のみがこの義務の責任を負う場合は、この限りでないとする(同第8条)。内部的には、夫婦それぞれの寄与は、明示的あるいは黙示的に合意したものに応じて評価され、このような合意がない場合には公正を基準に評価される(カタルーニャ家族法第5条)。さらに、夫婦双方は家族の支出のために債務を負う権限を有していることから、夫婦の一方が家族の支出に関する法律行為を行った場合には、その内容について他方に十分な報告をしなければならないとしている(カタルーニャ家族法第6条)。

(5) チェコ

チェコ家族法第21条第2項は、「家族の日常の事項」を管理する夫婦の一方の法律行為によって生じた債務は連帯責任となる。日常の事項には、夫婦であれば通常行うと考えられる事項が含まれる。さらに同条は、第三者が、「家族の日常の事項」を管理しない夫婦の他方が明確に当該法律行為を連帯責任の対象から除外したことを知っている。もしくは知ることができた場合には、本規定の適用はなく、連帯責任は排除される。

(6) フランス

フランス民法第220条⁷⁾は「夫婦それぞれの家庭の維持または子どもの育成を目的とする契約を単独で締結するための権限を有する。一方によってこのように負担された全ての債務は、他方に連帯的に債務を負わせる」と規定する。本条は、夫婦がいかなる夫婦財産制を選択するかにかかわらず、全ての夫婦に適用される。

家庭の維持もしくは子どもの育成に関する債務は、全ての通常の支出は これに含まれ、例えば、食費、衣料費、光熱費、医療費、電話の購入、子 どもの入院費、共有物の管理、国民保険料、家族住居の賃料、テレビ、コ

⁷⁾ 条文訳は、田中通裕「フランス家族法 (4)」法と政治62巻 3 号 (2011年) 278頁を参照 した。

ンピューター,通学費等が含まれる。本条は文言上「契約」のみを規定しているが,裁判例では、例えば、国民保険料や共有財産の費用も本条の対象に該当するとし、契約以外のものにも広げている。また破棄院は、本条は家庭の維持または子どもの育成に関わるすべての債務(契約以外も含め)に適用することができると判断している。

フランス民法第220条第2項及び第3項は、連帯責任の例外を定めている。同条第2項は、「ただし、連帯責任は、家庭の暮らし向き、取引の有益性又は無益性、第三者たる契約者の善意又は悪意を考慮して、明らかに過大である費用については生じない。」とする。連帯責任は、明らかに過大である場合には生じない。「明らかに」とすることで、連帯責任を排除するか否かの決定について、支出の性質や夫婦の関係に深く立ち入る必要がないことを意味している。家庭の維持もしくは子どもの育成に関する支出が明らかに高額であるか否かの判断では、裁判所では、①家政の生活方法(レベル)、②取引行為の有益性・無益性、③第三者の善意・悪意を基準とする。

フランス民法第220条第3項は、「割賦による購入、それが日常生活に必要なわずかな金額ではない限りにおいては借財についても、それらが夫婦双方の同意で締結されなかった場合には、連帯責任は生じない」と規定する。割賦による購入、日常生活に必要なわずかな金額の場合は、連帯責任を負わない。したがって、このような契約が夫婦双方の合意によって締結されない場合には、契約を締結した夫婦の一方のみが債務を支払うことになる。借財については、夫婦の一方のみが締結した契約による債務が日常生活の需要に適い、わずかな金額である場合には、例外的に、夫婦は連帯責任を負い、債権者は夫婦双方の全ての個人財産(共有制の場合には共通財産にも)、責任を追求することができる。

連帯責任を負わない場合には、契約を締結した夫婦の一方自身が責任を 負う。別産制の場合には、その者の財産についてのみ追求することができ る。法定財産制である所得共通制の場合は、その者の個人財産及び夫婦の 共通財産について追及することができる。

夫婦の一方によって負った債務は、他方を連帯責任に拘束するが、夫婦の財産全て(財産共通制では共通財産も)が責任財産となる。しかし、所得共通制では、フランス民法1414条に特別な規定が設けられている。それは夫婦の一方の収入及び賃金について、契約していない夫婦の一方の経済的独立を守るためである。

(7) ド イ ツ

ドイツ民法第1357条第1項は、「夫婦の一方は、他方に対しても効力を 生ずる家族の生活の需要を相当に満たすための法律行為をする権限を有す る。夫婦は、この行為により、権限を有し義務を負う。ただし、事情によ り別段の結果を生ずべきときは、この限りではない」と規定する。本条の 法的性質には争いがある。夫婦の一方が行った家族の生活需要を相応に充 たす法律行為によって、他方もまた権利を有し義務を負うことから、当該 夫婦は連帯債務者(ドイツ民法第421条~425条)となり、また連帯債権者 (ドイツ民法第428条)となる。この法的効果は、代理(ドイツ民法第164条第 1項第1文)と同様の効果であるが、夫婦の一方は、自身が他方と共に負 担することを表示する必要はなく、代理と異なり顕名の必要もない。ま た、取引相手方も実際に取引の相手とはならない、夫婦の他方に効力が及 ぶことを知る必要はなく、取引相手が婚姻しているかどうかを知る必要も ない。さらに、実際に法律行為を行った夫婦の一方も自ら権利を有し義務 を負うことから、代理として構成することはできない。学説には、独自の 家族法上の法的権限(Rechtsmacht)を付与するとするものや、第164条以 下の規定が類推適用される法定の強行授権(Zwangsermächtigung)、法定の 義務負担授権 (gesetzliche Verpflichtungsermächtigung) と解する見解があ る。

本条の対象となる法律行為は、婚姻または家族の家政を維持するために 役立つ、夫婦及びその他の家族構成員の扶養の需要を満たすものである。 例えば、日用品や食料品、夫婦や扶養権限を有する子どもの衣料費、家財 道具の購入、光熱費、婚姻住居、共同で使用する財産、家財道具を修理す るために必要な費用も本条の対象となる。

消費貸借契約は、一部の学説には、本条の対象とする見解があるが、多くはこれを否定している。また、信用貸しは、原則として、直接的に生活(扶養)需要を満たしていない。通常、貸主は、他方に責任を負わせる場合には、他方の署名を求める等信用貸しを保証する手段を採ることができ、本条の連帯責任の対象とするべきではない。割賦販売・クレジット購入は、本条の対象となり得る。一方では、物の調達であり、他方で、クレジット契約を利用していることから、本条の対象となる需要を満たす行為なのか、本条対象外のクレジット行為なのかは疑わしい。本条の目的から、金銭による購入か、クレジットによる購入かによって区別することは根拠づけられないことから、生活需要を満たすものであれば本条の対象となる。クレジットによる購入であることを理由に本条の対象外とすることはできないと解されている。

夫婦が別居している場合には適用しない(ドイツ民法第1357条第3項)。別居は、ドイツ民法第1567条に基づいて判断され、夫婦間に共同の居住共同体が存在せず、また夫婦の一方が明らかにこれを拒絶している場合に別居となる。一時的な別居や例えば、刑罰によって強制的に別居しているときは、別居には該当せず、共同の権利及び義務は生ずる。夫婦が契約を締結した時点では共同生活をしており、共同の責任が生じている場合には、別居によって共同の責任は排除されない。本条の目的は、債権者の保護ではないことから、取引相手方の別居に関する善意は保護されず、また夫婦が同一の住居で別々に生活している場合も同様である。

(8) ギリシャ

ギリシャ民法第1389条は、「夫婦は、その能力に応じて、家族の必要に 対応するために共同して貢献する義務を負う。当該貢献は、その労働、収 入および財産によってこれを行う」と規定する⁸⁾。本条は、1983年に改正され、家族の必要に対応する法律行為を行う代理権を構成しない。夫婦の一方は、他方の代理人として行為する場合を除いて、自己の自由裁量によって行為する。他方を代理する権限なく法律行為した場合には、ギリシャ民法第229条~231条により、無権代理人として扱われる。

(9) ハンガリー

夫婦は、日常家事について共同して責任を負う。法定財産制は所得共通制であることから(ハンガリー家族法第27条)、日常家事債務の弁済は、優先的に共通財産から、次に自己の個人財産が責任財産となる。

(10) イタリア

法定財産制である所得共通制の下で生活する夫婦のみが、家族の利益のために夫婦の一方が契約することによって生じた債務について他方も連帯して責任を負う(イタリア民法第186条~190条)。約定財産制の1つである別産制の下で生活する夫婦は、他方の財産を享受する夫婦の責任が定められており、原則として、連帯責任は生じない(イタリア民法第218条)。また約定財産制である財産共有制では、共有財産は婚姻前に夫婦の一方によって婚姻前の財産価値に関する債務であっても対象となる(イタリア民法第211条)。

(11) リトアニア

日常家事に関する法律行為から生ずる債務について、夫婦は連帯して責任を負い、夫婦がいかなる夫婦財産制を選択するかにかかわらず、全ての夫婦に適用される。リトアニア民法第3.109条は、2つの例外を定めており、① 取引行為の価値が理由なく高額である場合、② 他方の同意なし

⁸⁾ 条文訳は、カライニコス・アントニオス「ギリシャ民法典邦訳(6)」比較法学第43巻 第2号(2009年)233頁を参照した。

に、家族の必要の対象とならない物をクレジットで購入した場合には、連 帯責任は生じない。

(12) マルタ

法定財産制である所得共通制の下では、夫婦は、家族に対する債務について連帯責任を負う。マルタでは、共通の権限を求める取引行為をリストしており、このリストには、夫婦の必要の対象とならない例外も定めている。例えば、マルタ民法第1322条第3項は、「例外的な代理(管理)行為」として、「(g) 動産及び不動産の使用または享受に関する権利の取得」を規定しており、家族の必要のために負った債務には適用されない。また責任財産については、マルタ民法第1327条cは、「所得共通制の一部を構成する財産は、以下の債務についてのみ責任を負う。(c) 子どもの教育及び成長を含めた家族の必要のために、夫婦各自が借り受けた支出及びその費用」としている。

(13) オランダ

夫婦双方は他方と家政を維持するために、通常必要となる債務について連帯して責任を負う(オランダ民法第1.85条)。債権者の観点からは、夫婦双方は連帯責任を負うが、行為を行っていない夫婦の一方は、契約当事者となるものの、債権者の権利を行使する権限は与えられていない。「家政の通常の維持」に何が含まれるかは、それぞれの状況によって異なり、費用の性質、経済的状況、家族の生活スタイルについては、外観によって判断される。

(14) ポーランド

夫婦双方は、家族の必要のレベルを充たす事項に関して、夫婦の一方が 負った債務は連帯責任を負う(ポーランド民法第30条第1項)。夫婦は合意に よって連帯責任を排除することはできない。裁判所は、夫婦の一方の申立て により、責任を負う夫婦の一方のみがその行為の責任を負うことを命ずることができる(ポーランド民法第30条第2項)。状況が変更したときには、裁判所の命令は取り消さなければならない(ポーランド民法第39条第2項第2文)。第三者が知っている場合にのみ、連帯責任の排除の効果が生ずる。実際には、裁判所が連帯責任を排除することを命ずるのは、極めてまれであるとのことである。

(15) ポルトガル

夫婦の一方によって(単独で、もしくは他方の同意なく)生じた債務は、通常の家政の費用を客観的に対象とする場合には、夫婦は連帯責任を負う(ポルトガル民法第1691条第1項b)。通常の家政の費用に該当するか否かは、夫婦の生活レベルや経済的状況等によって判断される。

(16) ロ シ ア

ロシアは、他方が負った日常家事債務の責任に関する特別な規定を設けていない。ロシア民法及びロシア家庭法(Hausing Code)は、家族住居の使用に関する債務についての特別な規定を定めている。これらの規定は、夫婦に特化したものではなく、同一の住居に住む全ての成人に、住居を使用する際に生ずる債務についての連帯責任を課す点に重きを置いている。ロシア民法第292条第1項、ロシア家庭法第31条第3項は、所有不動産に関する規定であり、ロシア民法第677条第2項、ロシア家庭法第69条第2項は、住居の賃貸借に関する責任を定めている。このような規定は強行規定ではなく、婚姻契約もしくは同一の住居に住むメンバーと所有者・賃貸人との間の契約によって排除することができる。

(17) スロバキア

スロバキア民法は「家政」について定義しているが、「家政の債務」に ついては、規定していない。それゆえに、答えは、財産共有制及び夫婦の 関係への一般規定の適用によってのみ推論される。

スロバキア家族法は、夫婦それぞれが通常の事項、とりわけ他方の代理人として通常の取引行為を行う権限を有する。家族の通常の事項に関連する夫婦の一方の取引行為は連帯責任となる。夫婦双方は、共通財産に関する通常の事項を扱う権限を有する。その他の全ての事項には、夫婦双方の合意(同意)が必要となる(取引行為を無効とすることができる)。このような取引行為の権利及び義務を通じて、夫婦双方には連帯責任が生ずる。このことから、家族の通常の事項及び共通財産に関連する範囲について、他方によって負った家政の債務について、夫婦の一方も責任を負うこと。

(18) スペイン

スペイン民法第1319条は、「夫婦は家族の状況及び地方の慣習によって家政のための通常の費用のために契約する権限を有する」と規定する。法定財産制である所得共通制では、このような費用から生じた債務は、共通財産及び債務を負った夫婦の一方が有する財産が責任財産となる。夫婦の一方が債務を弁済することができない場合にのみ、直接債務を負っていない他方が補助的な責任を負う。夫婦が別産制もしくは所得参与制の下で生活している場合には、債務を支払うのに十分な財産を有していない場合には、直接債務を負っていない他方が補充的な責任を負う。また、連帯責任の規定は、別居及び離婚訴訟またこれらの取消訴訟が係属しているときには、適用されない(スペイン民法第102条第2項)。

(19) ス イ ス

スイス民法第166条は、他方が負った債務について夫婦の一方が負う責任について規定する。本条は、夫婦が現実にもしくは法定の別居を行わない限り適用される。債務は、① 日常の(家族の継続的な)必要のために負う債務と ② その他の全ての家族の必要のために負う債務に分類される。

夫婦は、家族の日常の必要のために負った債務について連帯責任を負う

(スイス民法第166条第1項)。何が日常の必要に含まれるかは、夫婦が選択した生活レベルや地方の慣習により、一般的に、食費、衣類、健康管理のための費用が挙げられる。

家族のその他の必要のために負う債務(例えば、高価な家具、車、高価な歯科診療など)については、夫婦は以下の場合にのみ連帯責任を負う。つまり、(a)裁判所もしくは夫婦の一方が他方にこのようなもののために債務を負うことを授権した場合(スイス民法第166条第2項第1号)、(b)緊急の場合(例えば、高価であるが、緊急性のある家屋の修理、高価な緊急の健康管理など)(スイス民法第166条第2項第3号)、(c)第三者が、当該債務は日常の必要のために借りられたという事実に基づいていたが、実際には家族の必要のために借り入れられた場合(スイス民法第166条第3項)。夫婦それぞれは、自己の行為によって個人的に責任を負い、第三者がこの行為が代理権の範囲を超えていることを知らない場合には、他方も責任を負う。

2. 北欧諸国

デンマーク

デンマーク婚姻効果法第11条は、「夫婦それぞれは、日々の家政の必要もしくは子どもの必要の目的に通常含まれる契約を第三者と締結する権限を有し、夫婦双方が義務を負う」と定める。しかし、本条の適用は、同居中に限られる。また第三者が、当該契約が不適切であることを知っている、もしくは知ることができた場合には、他方は責任を負わない。本条は、必要に適う「通常の契約」を対象とするものであり、何がこれに含まれるかは、当該家族の生活状況に左右される。一般的には、電気代、ガス代、水道代は対象となり、子どもの養育のために必要なもの、例えば、食費、衣類、おもちゃやレジャー費用は、これに含まれる。アイロンや掃除機、洗濯機といった高価な設備を購入する契約が本条の「通常の契約」に該当するかどうかが問題となるが、現在のところ、本条の適用を認めた裁判例はない。

妻の権利は、夫のそれよりも広く、夫の義務として、「特別な必要」を 妻に与えるようにすることができ、例えば、そこには、衣類、理容費、衣 料費が含まれる。

裁判例の多くは、連帯責任の範囲に関するものであり、裁判例には、夫婦の一方が、家族が居住するアパートの賃貸借契約を締結した場合、他方は賃料や光熱費の支払い義務に対して連帯責任を負わないと判断した。他方で、家族住居の暖房のための灯油代は本条の対象となる。

また借財については、たとえ家政の調達もしくは債務の弁済のためンであっても、連帯責任とはならない。クレジットカードで購入した場合は、カードに関する約款に基づいて責任を負う。

(2) フィンランド

婚姻中に自身が負った債務は、その者の個人の債務とするのが原則であるが、フィンランド婚姻法第52条第1項は、夫婦双方は、家族の維持のために夫婦の一方が負った債務について連帯して責任を負うとする。ただし夫婦の一方が負った借財はこの限りではない(フィンランド婚姻法第52条第2項・第3項)。また、本条は、夫婦が別居し、それによって婚姻を解消する予定があり、かつ債権者が別居の事実を知っているときは、連帯責任を負わない。

裁判例では、クレジットカードの使用は、仮に家政のために用いられたとしても、家族の維持のための債務には該当しないと判断している。裁判所は、クレジットカードを信用貸しと捉え、それゆえに、通常の金銭債務として考えており、この見解は、学説と一致している。また、裁判例では、夫婦の一方が、夫婦双方が借りたアパートの月々の賃料を単独で支払っていたが、6か月後に別居したことから、夫婦の一方は他方に対して賃料一部の返還を求めた事案で、賃料は本条の対象となると判断した。

(3) ノルウェー

夫婦の一方は他方に影響を与える債務を契約することができないとする

一方で (ノルウェー婚姻法第41条), 夫婦の一方は, 同居している間, 夫婦 双方に責任が生ずる特定の合意をすることができる。(ノルウェー婚姻法第40条) 夫婦がいかなる夫婦財産制を選択するかにかかわらず, 全ての夫婦 に適用される。それらは, 日常家事及び子どもの成長, 個々の夫婦の必要 なものをカバーするものや共同の住居の賃貸借契約が含まれる。このよう な合意は, 他方による信用が与えられている場合には, 夫婦双方の責任に よってなされるとみなされる。契約相手方 (売主, 賃貸人等) が, このよう な合意が夫婦の権利を超えることを知っていた, もしくは知るべきであった場合には. 行為を行った夫婦の一方のみが責任を負う。

(4) スウェーデン

1989年にスウェーデン婚姻法が改正されるまでは、共通の家政に関する法律行為に関する夫婦の代理権について定めていた。夫婦の一方は、他方がこのような目的で負った債務について責任を負っていた。しかし、法改正により、日常家事に関する責任の規定は削除された。夫婦は、財産の所有及び債務について、2人の独立した法主体とみなされる。したがって、自己が負った債務は、自己が責任を負う(スウェーデン婚姻法第1章第3条)。また、スウェーデン婚姻法第6章2条は、夫婦に共通及び個人の債務に寄与することを義務づけている。他方が夫婦間においてのみこれらの費用の分担を負担することができない場合、たとえ、家政の費用のために支払われた債務であっても、債権者によって債務者である夫婦の一方を訴えることができない。債務の連帯責任は、夫婦双方が共通して債務を負った場合のみである。

3. コモンロー圏

(1) イングランド・ウェールズ

コモンロー圏では、夫婦財産制に関する規定を定めていない。1935年法 律改革法によって、婚姻前及び婚姻後であっても、夫婦はそれぞれ財産を 所有することから、別産制に分類されている。日常家事債務についても、 夫婦間で表見代理が成立する場合にのみ、夫婦の一方が行った法律行為に 基づく債務が他方に帰属する⁹⁾。

(2) アイルランド

家政に関する債務を含め、夫婦の一方が負った債務を他方が連帯して責任を負うことはない。

(3) スコットランド

家政に関する債務を含め、他方の債務について責任を負わない。スコットランドでは、1984年に、夫が妻に家政事項の管理を与えると推定し、妻が負った債務について夫が責任を負うとした、妻の家事権限(Praepositira)を廃止している。妻は、現在でも「必要のある場合には、夫の信用を抵当に入れる」権限を有しているが、現在では、ほとんど意味がない。他方で夫婦は、別々に独立して扱われ、自己の債務については、自己が責任を負う。

4. ヨーロッパ国内法の位置づけ

(1) 鍵の権限から性中立的な共同責任へ

日常家事行為及びそこから生ずる債務の扱いについて、ヨーロッパの状況を簡単に見ると、妻の「鍵の権限」、つまり、妻に家政処理を行う権限を与え、そこから生ずる債務について夫が責任を負うとする規定から性中立的な共同責任・連帯責任へと展開してきた。今日では、性に特化した規定は、例外的である。例えば、デンマークでは、婚姻効果法第11条が、原則として、夫及び妻の法律行為に適用される。しかし、妻の法律行為は、夫のそれより範囲が広く、条文の範囲を超えて、明らかに妻の特別な個人

⁹⁾ イギリス法の詳細については、高森哉子「イギリス代理法と表見代理(1)(2)」関西大学 法学論集43巻3号,4号(1993年)参照。

的需要,も対象となっている。この点,典型的な性別役割分担の結果において夫よりも妻に適合している。また,オーストリアでは,一般民法典第96条は,共通の家政を担い,自己の財産を有していない夫婦の一方の法律行為のみを対象としている。これに対して,他の多くの国々では,役割分担にかかわらず,したがって,収入を有し,家政を全く担当しない夫婦の一方の行為も対象となる。

(2) 連帯責任の内容

ヨーロッパのほとんどの国では、単に夫婦の共同責任(連帯責任)を規定するだけであり、特定の法律行為についての共同権限は定めていない。 実際に法律行為を行っていない夫婦の一方が、契約当事者である他方と同様に、契約相手方に対して契約上の義務の履行を請求ことが認められているのは、ドイツのみである。その他の国々では、夫婦の他方は、法律によって付随的に責任を負うが、契約当事者ではなく、契約上の義務の履行は、法律行為をした夫婦の一方のみが請求することができる。

(3) 連帯責任の根拠

連帯責任の根拠として、夫婦相互の法定代理権を構成する国やそうでない国があるが¹⁰⁾、法定財産制による共通性は見当たらない。一方で、ヨーロッパの中でも、共稼ぎ婚の増加という社会状況の変化に対して、連帯責任の規定が必要なのかといった疑問がないわけではない。実際に連帯責任を廃止した国は少なく、法改正に至った国はスウェーデンとギリシャのみである。スウェーデンでは、1987年に改革で、婚姻パートナーの共同責任

¹⁰⁾ 日常家事行為の法定代理権を認める国として、オーストリア、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スロバキア、スイスがある。また、法定代理権を構成しない国として、ベルギー、カタルーニャ、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、イングランド・ウェールズ、スコットランド、スペイン、スウェーデンがある。

に関する規定を廃止した。そこでは、とりわけ、信用購入は一般的に子どもの養育と家政執行に直接関連しておらず、その他についても通常は直接クレジットカードによって支払われるであろうこと、またクレジット会社を特権 化することは不公平であり、これを無くすことを目的として廃止された。

(4) 連帯責任の原則

22の国のうち16か国が、夫婦の一方のみが法律行為を主導した場合で あっても、そこから生ずる債務については、夫婦双方が連帯して責任を負 うことを義務付けている。これは、ベルギー、ブルガリア、カタルー ニャ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガ リー、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、ス ペイン. (制限的であるが) スイスである。ベルギーでは、例えば、日常家 事債務は自動的に夫婦に帰属し、たとえ債務が不要なものであっても、連 帯して責任を負う。ブルガリアでは、ブルガリア家族法第25条第2項が、 明確に、「夫婦の一方または双方が家族の必要の満足のために負った債務 について、夫婦は共同して責任を負う | と規定している。ハンガリー、リ トアニア、ポーランドが同様の規定を有している。カタルーニャでは、同 様の原則が適用されるが、「家族の生活の慣習及びレベルに適合して」い ること(それに該当しない場合には、取引行為を行った夫婦の一方のみが責任を 負う)、チェコでは、家族の日常行事(行為)の管理における夫婦の一方の 行為は、夫婦双方が連帯責任を負う。同様の規定は、デンマークでもみら れるが、夫婦が婚姻共同生活を継続しており、契約が日々の家政の必要や 子どもの必要に合致した目的のために締結されたことが要件となる。同様 の解決は、オランダ、ノルウェー、ポルトガルでみられる。フランス法 は、① 夫婦ぞれぞれは、家政の維持または子どもの教育を目的とする契 約を単独で締結する権限を有し、② このような取引行為によってもたら された債務を夫婦双方が連帯して責任を負う(契約によっては連帯責任の対 象外となる)。ドイツでは、夫婦は、それぞれが家族の必要に適合するため に必要な取引行為に入る黙示の代理権を有している。この状況で取引行為は、夫婦双方の連帯責任となる。スイスは、「家族の日々の必要について生じた債務」についての責任を規定し、さらに「その他の全ての家族の必要のために負う債務」は、a)裁判所もしくは夫婦の一方がこのような債務を負うことを授権した場合、b)緊急の状態、及び c)第三者が、債務は日々の必要のために生じたと信じたのにもかかわらず、他の家族の必要のための債務であった場合には、夫婦は連帯責任を負うとしている。

(5) 連帯責任の例外

夫婦の財産関係に独立した家族の債務に対する夫婦の連帯責任を規定し ていない国は、オーストリア、イングランド・ウェールズ、アイルラン ド、イタリア、マルタ、ロシア、スコットランド、スウェーデンである。 イタリアでは、法定の共有制の場合のみ、夫婦の一方は、家族の利益のた めの他方が契約して負った債務について責任を負う。マルタも同様であ る。ロシアでは、他方が負った家政の債務に対する責任についての特別な 規定は存在しない。連帯責任は、家族住居の使用から生じた債務について のみ生ずる。スウェーデンでは、夫婦双方は、自己が負った債務について のみ責任を負い、家政の債務の責任に関する特別な規定はない。スウェー デンは、夫婦に家族の必要へ寄与することを義務付けているが、しかしな がら、これらのルールは夫婦間についてのみ適用されるものであり、債権 者が援用することはできない。オーストリアは、かなり特別なモデルを採 用している。すなわち、家政の日常生活と関連する法律行為について、 オーストリア民法第96条は、以下のように定める。つまり、共通の家政執 行を行い、かつ収入を有しない夫婦の一方は、日常生活の法律行為を行う につき、他方を代理する(いわゆる「鍵の権限」)。したがって、(個人的に取 引関係に入っていない)他方のみが契約当事者、債務者となり、この者が個 人責任を負う。夫婦双方が稼働しているときは、契約関係に入った夫婦の 一方のみが契約当事者となり、債務者となる。

(6) 連帯責任の要件と例外

多くの国々では夫婦双方の連帯責任を定めているが、その範囲は、共同生活を営む上で必要な債務に限定している。その必要性を表す文言は、様々なものが使われている。例えば、カタルーニャは「家族の債務」、オランダでは「家政の通常の管理」、スペインでは「家政への通常の支出(費用)」、ポルトガルでは「通常の家族生活の費用」、ベルギーやフランスでは「家族の維持及び子どもの養育のための債務」、デンマークやスイスでは「日常の必要」、ブルガリアやポーランドでは「家族の必要を満足する債務」、フィンランドでは「家族の通常の必要、家族の維持のため」、ドイツでは「家族の相応な必要」といった文言が使われている。ノルウェーでは、より明確に、夫婦の連帯責任が生ずる債務は、日常の家政の維持、子どもの養育及び夫婦それぞれの必須の要求物のために負った債務をしている。

「家政の通常の維持」や「家族の必要」は何を含んでいるのかという問題は、費用(支出)の性質、経済的状況、家族の生活スタイルといった個々のケースの状況に左右される(例えば、ベルギー、カタルーニャ、フランス、オランダ、ポルトガル、スペイン、スイス)。

夫婦の連帯責任が生じない例外について、例えば、ベルギーやフランスでは、債務が家族の暮らし向きから過大である(過大性は夫婦の生活レベルを考慮して具体的に評価する)場合には、連帯責任を負わない。リトアニアにも同様の規定があり、そこでは取引の価格が明らかに高額で、妥当でない場合に連帯責任を負わないとなっている。デンマークでは、契約が妥当ではないことを第三者が知っていた、もしくは知りうべかりしときには、連帯責任を負わない。カタルーニャでは、支出は慣習、家族の生活レベル(ポルトガルも同様)に適合することが必要となる。チェコでは、取引関係に入らなかった夫婦の一方が、当該法律行為を連帯責任の対象から除外したことを、第三者が知っていれば連帯責任は生じない。

(7) 借財・クレジット

夫婦の連帯責任はまた特別な種類の取引は除外されており、借財・金銭 消費貸借はこのような責任の対象とならないと定める国も存在する(デンマーク、フィンランド、フランス、リトアニア等)。

(8) 同居要件

夫婦の連帯責任が生じない例外として、夫婦の事実上の別居がある。これについては多くの国々で問題となっているが、画一的な解決はなされていない。フィンランドでは、もし別居が夫婦関係の解消を原因としている場合や債権者が別居に気付いたときは、証明することは困難であるが、夫婦の連帯責任は成立しない。デンマーク、ドイツ、スイス、ノルウェー、ベルギーでは、連帯責任は夫婦が婚姻共同生活を続けている場合にのみ適用される。オーストリアのように、法律行為を行った夫婦の一方が共通の家政を行わなければならないとするところから当然に導き出されるものもあるが、多くの国々では、明確に夫婦が同居している間の契約締結のみを対象としている。現実的な別居がある場合には、当該規定は適用されない。これに対して、連帯責任を期間で制限するものもある。例えば、スペインでは、夫婦の連帯責任は、別居もしくは離婚の申し立てが係属したときに終了する。現実的な別居で十分かどうかは争いがある。フランスでは、離婚もしくは法定別居が身分登録簿に記載されたときには、適用されないと解されている。

5. CEFL の規定とコメント

CEFL は、次のように規定する。

原則 4:4 [家族の必要への寄与]

第1項 夫婦は、自己の能力に応じて、家族の必要へ寄与する。

第2項 家族の必要への寄与は、家政の執行、夫婦の個人的な必要、 扶養および子どもの養育への寄与を含む。 第3項 夫婦の一方が、家族の必要へ寄与する義務を履行しないとき は、他方は、権限のある官庁に対して、寄与を定めるよう請求 することができる。

CEFL は次のようなコメントを付している。調査対象の全ての国・法域の規定を反映させると、夫婦の一方が、家事及び子どもの養育を通じて、家族の必要に寄与することが認められる。そして、家族の必要は、「家事」に関する支出を含んでおり、夫婦の共通のニーズや夫婦それぞれの個人的な必要も含まれる。家族の必要は、また、夫婦の子ども(もしくは同一の家族の住居で生活する夫婦の一方の子ども)の養育・教育費、医療費も含まれる。家族の必要に寄与する夫婦の義務は、生活の家族の基準を維持するために必要な全ての支出をカバーしている。

その上で、このような日常家事債務は、夫婦が連帯責任を負うとする規定が調査対象の国・法域には一般的にみられるが、CEFL はこれを採用していない。理由として、このような義務は時代遅れであり、夫が稼働し、妻が家事・育児を担う場合にのみ正当性があること、さらに、このような連帯責任は、債権者をより有利な立場にするだけであることを挙げている。婚姻していない当事者と契約する場合よりも夫婦の一方と契約した方が良いことになる。債権者を有利にするこのような規定を維持する強い理由は存在しないとしている¹¹⁾。

Ⅲ おわりに

1. ヨーロッパの動向

ヨーロッパ国内法の比較法の結果,従来通りの妻の「鍵の権限」に代わり,男女平等の実現の過程の中で,共同責任に関する夫婦双方の権限を認

K. Boele-Woelki, F. Ferrand, C. González-Beilfuss, M. Jänterä-Jareborg, N. Lowe, D. Martini & W. Pintens, Principles of European Family Law Regarding Property Relations Between Spouses, 2013, S. 66.

めることが広まった。さらに、CEFL が共同責任の原則という現状からさらに議論を進めたと位置付けることができる。これらの背景には、共稼ぎ婚の増加という変化に直面しており、家政を担う夫婦の一方の経済的独立性を拡大するという日常家事債務の連帯責任の本来の目的を超えている現状があることを指摘することができる。これに対するヨーロッパの国々の対応は様々であり、スウェーデンやギリシャが法改正を実現している。共稼ぎ婚の増加を前にして、少なくとも本来の規定の正当化根拠の重要な部分は失われているが、現在のところ、早急な立法的解決を求めるものにはなっていない。この領域の改正の必要性が他の家族法の領域の問題、例えば、離婚後の共同監護や面会交流といった親子法の問題と比較して、改正の必要性が切迫していなかったことがあげられる。しかし、ヨーロッパの動向は、夫婦の共同責任の限度と範囲について批判的に検討する要請があることを示している¹²⁾。

2. 日本法への示唆

ヨーロッパの議論状況からは、民法761条の問題点が明らかになる。まず、日常家事債務の連帯責任の規定が、今日なお必要かという問題がある。専業主婦から共稼ぎ夫婦が増加する中で、夫婦の一方が他の一方に対する代理の意思を有することなく、かつ他の一方の名をあげることなく、顕名することなくなした行為について、他方に責任を負わせ、自らも責任を負うとすることに今日において意義があるのだろうか。ヨーロッパの議論からは、収入のない専業主婦についてのみ正当性があるとの指摘がある。個人の尊重、財産的自律を重視すれば、特定の婚姻形態によるべきではなく、民法761条はその役割を終えたといえる。CEFL に類似する規定に改めるべきである。

¹²⁾ Nina Dethloff, Ehegatten in der Haftung-Haushaltsschulden in europäischer Perspektive, in: Familie-Recht-Ethik, Festschrift für Gerd Brudermüller zum 65. Geburtstag, hrsg. von Götz/Schwenzer/Seelmann/Taupitz, München 2014, S. 147.

解釈論としては、日常家事に関する法定代理権は否定し、夫婦の一方が自己名義で行った法律行為について、当該法律行為が日常家事の範囲内であれば連帯責任が生ずると解する。範囲外であれば第三者を保護する必要はなく、また、夫婦の一方が他の一方の名義で法律行為をするには代理権の授与が必要となり、代理権の授与がない以上、日常家事の範囲内であったとしても無権代理の問題として処理する。法定代理権の否定と同時に、ヨーロッパ国内法同様に、夫婦がいかなる夫婦財産制を選択するかにかかわらず、全ての夫婦に適用されることを文言上も明らかにし、夫婦の合意によりこれを排除することができない強行法規であることを明らかにする必要がある。

日常家事に属する範囲をできる限り制限的に解する必要がある。ヨーロッパの国内法からは、日常家事の該当性について判断基準を明確にするための、文言上の工夫がみられる。併せて、連帯責任が成立しない場合も明文化する必要がある。

また、クレジットカードの利用普及がある。裁判例では、法律行為の日常家事性の判断とクレジット契約の日常家事の該当性は十分に区別しないまま日常家事の該当性を判断している。しかし、クレジット契約では名義人・利用者の信用を審査する。誰に信用を与えたのかが重要であり、日常家事件は否定され、財産法による処理をするべきではないかと考える。

3. 今後の課題

ここで紹介したヨーロッパの議論は、発展途上のものであり、CEFLが提示する「ヨーロッパ家族法原則」に対して、各国がどのような反応をし、またどのような影響を与えるのか、それによって、どのようにヨーロッパでの実体法の統一が進んでいくか、さらなる検討が必要である。そして、そのようなヨーロッパの動向が日本における夫婦の財産関係に関する法制度にどのような影響を与えるのか、今後も検討を継続していきたい。

- 【付記】二宮周平先生には、筆者が、2002年にゼミ生となって以来、今日に至るまで、多くのご指導を賜ってきた。長年のご学恩にもかかわらず、本稿のような不十分な論考を退職記念号に掲載することとなり、力量不足を恥じるばかりである。感謝の気持ちと先生方の今後のご活躍を祈念して、本稿を捧げたい。
- * 本稿は、科研費・基盤 (C)「婚姻における財産関係の多国間比較研究」(課題番号 16K03406) による成果の一部である。